

こども誰でも通園制度 (乳児等通園支援事業) の 実施事業者の認可について

令和7年6月2日

子ども部 子ども政策課・保育課

1 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について

(1) 基本的事項

- ⇒ 国においては、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、令和8年度から「こども誰でも通園制度」※を開始することとしており、令和7年度においては、そのプレ事業として「乳児等通園支援事業」が実施される。
- ⇒ 本市においては令和5年度、令和6年度にそれぞれ前身となる「モデル事業（1施設）」「試行的事業（2施設）」を実施してきたところであり、令和7年度においては、準備最終年度として、5施設（各教育・保育提供区域に1施設）において乳児等通園支援事業を実施することとしている。

※ 生後6か月から満3歳未満までの児童を対象に、保護者の就労状況に関わらず月一定時間、保育所等において預かりを行う新たな通園給付

こども①誰でも
通園制度

1 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について

(2) 全体スケジュール

制度の本格実施！

STEP	STEP1(令和5年度) モデル事業の実施	STEP2(令和6年度) 試行的事業の実施	STEP3(令和7年度) 乳児等通園支援事業の実施	STEP4(令和8年度～) 乳児等通園支援給付の開始
対象児童	0～5歳の未就園児	0歳6か月～満3歳未満の未就園児		
利用可能時間	週1～2日	月10時間まで(超えた部分は、一時預かり保育などで対応)		
実施基準	国の示す基準により実施(一時預かり保育と同様)		市町村の定める基準条例により実施	
実施認可	実施認可・実施施設への指導・監査は不要		実施認可・実施施設への指導・監査が必要	
実施の考え方	補助事業として、自治体の任意により実施			給付制度として、 需給計画に基づき実施

本市における取組

・市内1施設(ようとう保育園)において、
モデル事業を実施

point

本市においては円滑な本格実施に向け、
モデル事業・試行的事業を計画的に実施

・市内2施設(ようとう保育園、
みふみ認定こども園)において、
試行的事業を実施
・乳児等通園支援事業の実施
に係る基準条例の制定

・5つの教育・保育提供区域
の全区域において、乳児等
通園支援事業を実施予定
→令和6年度から継続実施
となる2施設に加え、新た
に3施設を加えた全5施設

【本格実施時に必要となる受皿】
令和7年2月に策定した「第3期宇
都宮市子ども・子育て支援事業計
画」において需給計画を作成してお
り、本格実施後は、国の指針に基づ
く積算で、1日あたり概ね166名分※
の受け皿が必要となる見通し

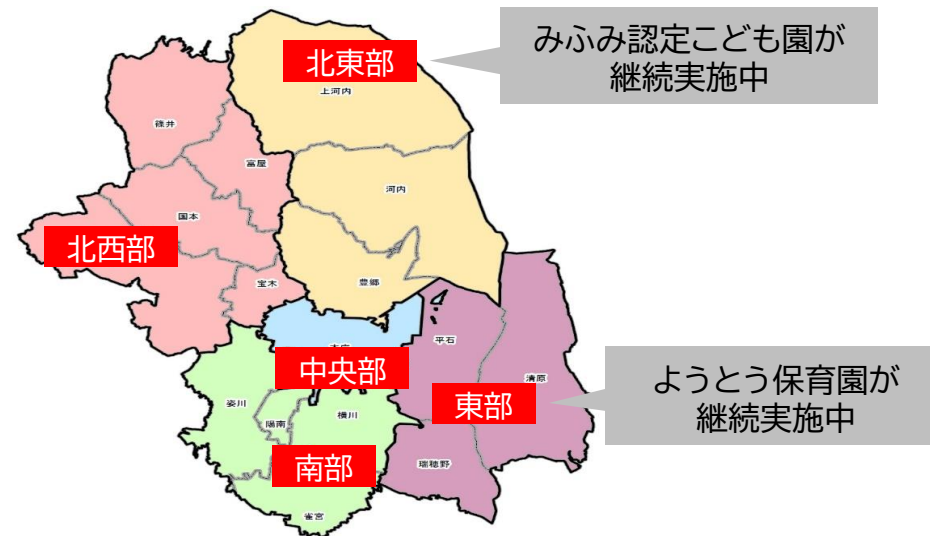
※ 意向率100%で見た場合の積算であるため、
意向調査の結果を踏まえ、精査予定

2 令和7年度における市の取組の内容

(1) 取組内容

① 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度プレ事業)の実施【拡充】

- ・ 令和6年度、市内2施設において実施したプレ事業について、令和7年度においては、**新たに3施設を追加し、5施設(各教育・保育提供区域に1施設)**で実施する。
(新たな事業者は、公募により選定)
- ・ 令和7年度においては、新たに供用開始される国の「**こども誰でも通園制度総合支援システム**」を活用し、保育士等への負担軽減に係る効果などについて検証していくほか、プレ事業において獲得したノウハウを他の施設と情報共有することなどにより、令和8年度からの**本格実施に向けた下地**を作っていく。



➡ 継続2事業者(ようとう, みふみ)については、令和7年4月1日付で認可済であり、今回、新規3事業者について公募を実施

② 本格実施(令和8年度～)に向けた実施体制の確保

- ・ 令和8年度においては給付事業として、利用したい人が利用できる体制を確保していく必要があることから、「**第3期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画**」に基づき、本格実施に向け、事業者の募集・選定を行っていく。

● 令和8年度における必要整備量(1日あたりの定員数)

区域	中央部	北東部	北西部	東部	南部	合計
定員数	38	25	25	25	53	166

※ 意向率100%で見た場合の積算であるため、意向調査の結果を踏まえ、精査予定

➡ 意向調査の結果を踏まえ、実施計画や予算編成を通し、募集事業者数、公募時期などを整理

3 新規事業者の募集概要・選定方法

項目	内容
募集期間	令和7年4月9日（水）～4月25日（金）
選定数	3事業者（中央部，北西部，南部から各1事業者）
実施場所	市内の保育所，幼稚園，認定こども園，地域型保育事業施設，子育てサロン，認可外保育施設（企業主導型含む），児童発達支援施設
事業実施期間	令和7年6月上旬～令和8年3月31日 ※ 準備期間として実施認可日（令和7年6月を予定）から1か月程度を想定し，こどもの受入れの開始は 令和7年7月1日 とする。
選定方法	庁内審査委員による書類審査
主な審査項目・評価ポイント	(1) 体制・実績 実施体制やこれまでの 子育て支援事業の実績 などについて (2) 実施方針 事業の実施背景を踏まえた， 課題 や 事業効果 の認識について (3) 実施内容 保育計画 や 保護者支援方針 ， 月10時間を超える利用 があった場合の対応， 事業の 周知方法 や 利用促進策 などについて

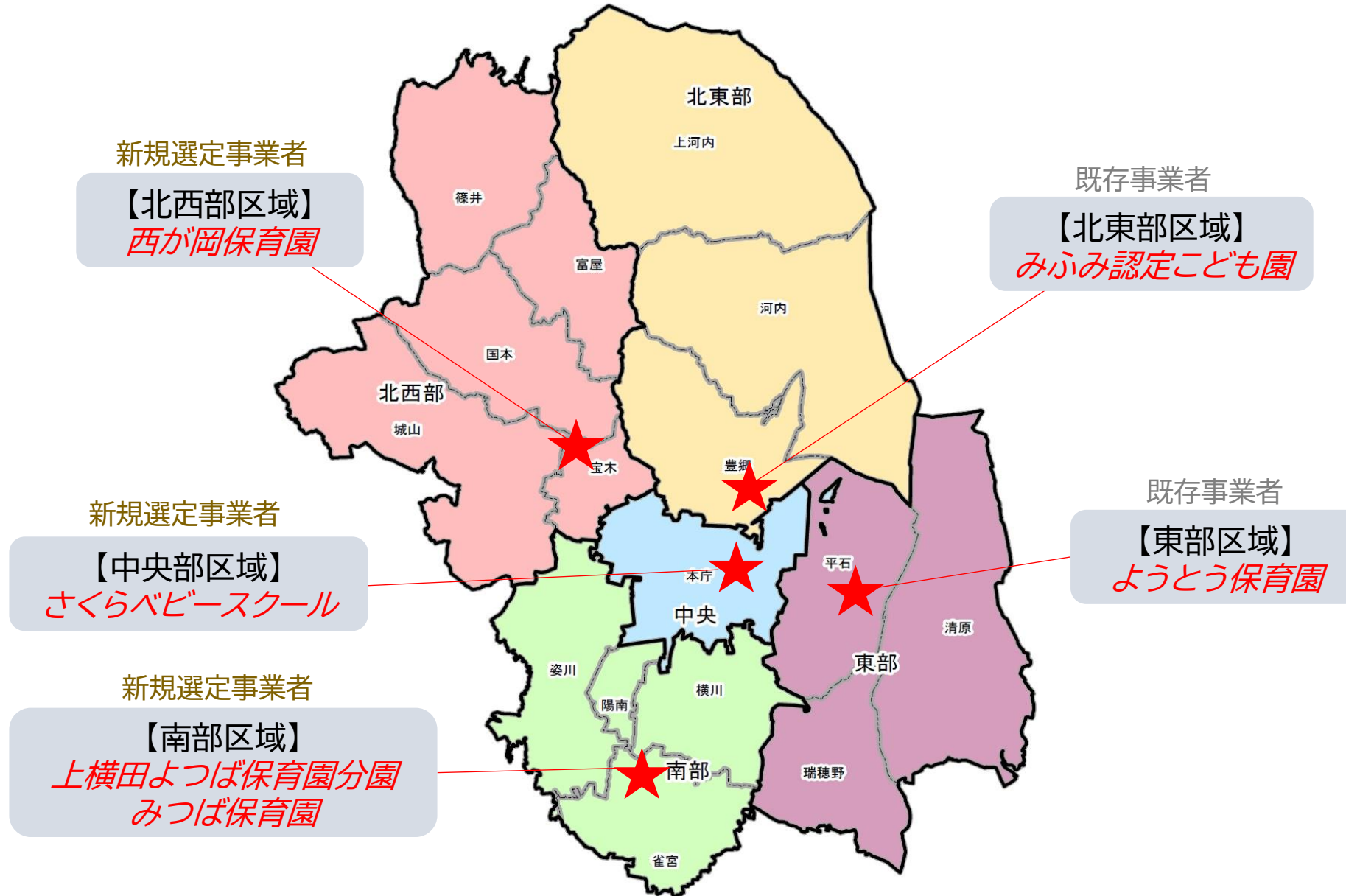
4 選定結果

今回、選定した3事業者

【参考】既存の2事業者

区域	中央部	北西部	南部	東部	北東部
法人名	学校法人 さくら学園	社会福祉法人 青葉学園福祉会	社会福祉法人 内木会	社会福祉法人 とちぎYMCA福祉会	学校法人 みふみ学院
代表者	理事長 中田 哲彦	理事長 佐藤 広志	理事長 内木 秀雄	理事長 鈴木 伊智郎	理事長 國吉 真理子
施設名	さくら ベビースクール	西が岡保育園	上横田よつば保育園分園 みつば保育園	ようとう保育園	みふみ 認定こども園
施設類型	小規模保育事業	保育所	保育所分園	保育所	認定こども園(幼保型)
所在地	八幡台5-12	細谷町545	宮の内1-12-4	陽東3-15-27	富士見が丘4-25-13
預かりの 実施形態	一般型 (在園児混合型)	一般型 (在園児混合型)	一般型 (専用室型)	余裕活用型	余裕活用型
開所時間	月曜日～金曜日 10:00～17:00	月曜日～金曜日 9:00～16:00	月曜日～金曜日 8:30～17:00	月曜日～金曜日 9:00～16:00	月曜日～金曜日 9:00～16:00
定員	3名 (0歳1名,1歳1名,2歳1名)	8名 (0歳3名,1歳3名,2歳2名)	3名 (0歳1名,1歳1名,2歳1名)	6名 (0歳1名,1歳3名,2歳2名)	5名 (0歳1名,1歳2名,2歳2名)
応募施設数	4 施設	1 施設	1 施設	—	—

4 選定結果



5 乳児等通園支援事業の認可について

(1) 認可について

令和7年7月にこどもの受け入れ開始を予定している下記の教育・保育施設に関して、「宇都宮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び関係法令等と整合していることを確認した。
 (乳児等通園支援事業と保育所等の設備及び運営の基準は同様)

(2) 概要

ア さくらベビースクール 〈基準との適合状況〉 ⇒ **適合**

項目		内容				
施設名称／所在地		さくらベビースクール／宇都宮市八幡台5-1-2 【中央部区域】				
法人情報	法人名	学校法人 さくら学園				
	主な事業内容	さくら認定こども園（幼保連携型認定こども園）等 運営				
事業の実施形態		一般型（在園児混合型）				
事業の定員			0歳児	1歳児	2歳児	合計
		事業利用定員数	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3</u>

5 乳児等通園支援事業の認可について

項目		内容		
施設設備・ 運営関係に ついて	建物の構造	木造 平屋建		
	保育室等 面積	0歳児～2歳児： 乳児室，保育室	設備面積	基準面積
			<u>49.84</u> m ²	34.98 m ²
※ 1つの保育室を区切って使用する				
職員体制		乳児等通園支援事業 従事職員	基準人員	
		<u>保育士 6人</u>	3人	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育従事者は，原則2人以上の配置が必要 ・ 保育従事者の半数以上は保育士であることが必要 				
※職員配置基準 0歳児:4人/3 =1.3人 1,2歳児:11人/6 =1.8人 計 3人 配置要				

5 乳児等通園支援事業の認可について

イ 西が岡保育園 <基準との適合状況> ⇒ 適合

項目		内容				
施設名称／所在地		西が岡保育園／宇都宮市細谷町5-4-5 【北西部区域】				
法人情報	法人名	社会福祉法人 青葉学園福祉会				
	主な事業内容	西が岡保育園（保育所）等 運営				
事業の実施形態		一般型（在園児混合型）				
事業の定員			0歳児	1歳児	2歳児	合計
		事業利用定員数	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>8</u>
施設設備・運営関係について	建物の構造	鉄骨造 平屋建				

5 乳児等通園支援事業の認可について

項目		内容					
施設設備・ 運営関係に ついて	保育室等 面積	0歳児～1歳児： 乳児室，ほふく室	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備面積</th> <th>基準面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>125.67 m²</u></td> <td>107.25 m²</td> </tr> </tbody> </table>	設備面積	基準面積	<u>125.67 m²</u>	107.25 m ²
		設備面積	基準面積				
	<u>125.67 m²</u>	107.25 m ²					
	2歳児： 保育室，遊戯室	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備面積</th> <th>基準面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>51.63 m²</u></td> <td>49.5 m²</td> </tr> </tbody> </table>	設備面積	基準面積	<u>51.63 m²</u>	49.5 m ²	
設備面積	基準面積						
<u>51.63 m²</u>	49.5 m ²						
職員体制	<table border="1"> <thead> <tr> <th>乳児等通園支援事業 従事職員</th> <th>基準人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 保育士等 <u>18人</u> 子育て支援員 <u>1人</u> </td> <td>14人</td> </tr> </tbody> </table>		乳児等通園支援事業 従事職員	基準人員	保育士等 <u>18人</u> 子育て支援員 <u>1人</u>	14人	※職員配置基準 0歳児:19人／3 =6.3人 1,2歳児:48人／6 =8人 計 14人 配置要
	乳児等通園支援事業 従事職員	基準人員					
保育士等 <u>18人</u> 子育て支援員 <u>1人</u>	14人						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育従事者は，原則2人以上の配置が必要 ・ 保育従事者の半数以上は保育士であることが必要 ・ 「保育士等」には看護師1名を含む 							

5 乳児等通園支援事業の認可について

ウ 上横田よつば保育園分園 みつば保育園 <基準との適合状況> ⇒ 適合

項目		内容				
施設名称／所在地		上横田よつば保育園分園 みつば保育園 ／宇都宮市宮の内1丁目12番4号【南部区域】				
法人情報	法人名	社会福祉法人 内木会				
	主な事業内容	上横田よつば保育園（保育所）等 運営				
事業の実施形態		一般型（専用室型）				
事業の定員			0歳児	1歳児	2歳児	合計
		事業利用定員数	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3</u>
施設設備・ 運営関係に ついて	建物の構造	鉄骨造 2階建 準耐火建築物				

5 乳児等通園支援事業の認可について

項目		内容					
施設設備・ 運営関係に ついて	保育室等 面積	0歳児～1歳児： 乳児室，ほふく室	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備面積</th> <th>基準面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>13.2</u> m²</td> <td>4.95 m²</td> </tr> </tbody> </table>	設備面積	基準面積	<u>13.2</u> m ²	4.95 m ²
		設備面積	基準面積				
	<u>13.2</u> m ²	4.95 m ²					
	2歳児 保育室，遊戯室	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備面積</th> <th>基準面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>5.93</u> m²</td> <td>1.98 m²</td> </tr> </tbody> </table>	設備面積	基準面積	<u>5.93</u> m ²	1.98 m ²	
設備面積	基準面積						
<u>5.93</u> m ²	1.98 m ²						
職員体制	乳児等通園支援事業 従事職員	基準人員	※職員配置基準 0歳児:1人/3 =0.3人 1,2歳児:2人/6 =0.3人 計 0.6人 ⇒2人配置要				
	<u>保育士 2人</u> <u>保育補助者 1人</u>	2人					
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育従事者は，原則2人以上の配置が必要 ・ 保育従事者の半数以上は保育士であることが必要 ・ 保育補助者は，今後子育て支援員研修を受講予定 					

6 今後のスケジュール

